

渋川駅前広場利活用モデル創出事業募集要項

1 趣旨

渋川駅は、JR上越線と吾妻線の2路線が乗り入れており、伊香保温泉を訪れる多くの観光客が利用する市の玄関口としての顔だけでなく、通勤通学で様々な人々が利用するなど、多くの人が集まるスポットです。

渋川市は、令和3年11月に「渋川駅周辺再生構想」を策定し、「まとまりとにぎわいが一体となった“ほっと”な渋川駅前」を目指して、令和4年度には、渋川駅前広場のリニューアルを行いました。「誰もが利用しやすい共生社会の駅前広場」、「にぎわいの拠点となる駅前広場」などの基本コンセプトを定め、イベントなどに活用できる自由広場を整備しました。今後は、駅前周辺に雨天時に活用できるシェルターの設置などを予定しています。

こうしたハード面の整備が進んでいる中、渋川駅を鉄道利用者だけでなく、多くの人が集まり、にぎわう場所にするため、渋川駅前広場で試験的にイベントなどを行い、事業の検証を行うことを条件に、渋川駅前の新たな魅力やにぎわいを創出するイベントを行う団体を募集するものです。

2 イベント内容

(1) 実施時間

おおむね6時間以上は継続して実施し、集客や検証に努めてください。

※ 1つのイベントにつき、1日以内での開催を想定していません。複数日開催する場合は、ご相談ください。

(2) 実施場所

渋川駅前広場（渋川市渋川1688番地1）をメイン会場とした事業計画をご検討ください。

- ア 別紙「駅前広場イベント活用可能範囲図」参照
- イ キッチンカーでの出店や販売は、上記の範囲内では行えませんが、ご注意ください。
- ウ JR 渋川駅の敷地も使用する場合は、JR 渋川駅との協議が必要です。
- エ 電気、ガス、水道の設備はありませんので、必要に応じて応募者が準備してください。
- オ 事業の実施に当たって、出展者や来場者向けに専用の駐車スペースは確保しておりませんので、ご注意ください。
- カ 渋川駅周辺整備工事により駅前広場の一部が利用できません。
- また、施工状況によっては、ほこりや騒音が発生しますので、原則として日曜日や祝日での事業の開催をご検討ください。

(3) 条件

- ア 次の項目を全て満たす事業を募集します。
- (ア) 多数の集客が見込まれること
 - (イ) 渋川駅前の新たな魅力やにぎわいを創出すること
 - (ウ) 渋川駅前だけでなく、渋川駅周辺地域にもにぎわいが波及すること
 - (エ) アンケート等を実施し、事業の検証を行うこと
- イ ただし、次の項目に該当するものは除きます。
- (ア) 政治及び宗教活動を目的とするもの
 - (イ) 参加者を特定の要件で限定するもの
 - (ウ) 本市の他の補助金を受けているもの

【イベント例】

- ・ 渋川市の美味しいものを食べながらの駅前コンサート
- ・ 集まれ、渋川の飲食店

- ・ 渋川駅前広場をスタート・ゴールとした渋川駅周辺散歩 など

(4) その他

- ア 渋川市所有の備品（テント8張、机16台）を無料でお貸しします。
- イ 事業の開催時期に応じて、広報しぶかわや市ホームページでの掲載、公式SNSでの発信等、可能な範囲でのPRに協力を行います。
- ウ 補助対象事業の実施内容そのものを、全て他者へ外注又は委託することはできません。
- エ 当補助金に応募する方、選定の上補助金を交付される方は、「渋川市補助金等交付規則」をよくご確認ください、内容を十分ご認識いただいた上で、応募や交付に伴う手続きを、適正に行っていただくよう、お願いいたします。

3 補助金額

上限額 300,000円（補助率 10 / 10）

※本事業に選定されてから、補助金の交付申請手続きを行う必要があります。詳細は、渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金交付要綱及び交付要領を参照してください。

※交際費（慶弔費を含む）、団体の構成員の飲食に要する経費、備品購入費、証拠書類により補助対象者が支払ったことを確認することができない経費は、補助対象外となります。

4 応募手続き

(1) 応募資格

法人格の有無を問わず、学生や市民等で構成された団体、グループ等を含み、次に掲げる条件の全てに該当する者です。

- ア 公序良俗に反する活動を行う者でないこと。

- イ 構成員が3人以上であること。
- ウ 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(2) 募集要項の配布

- ア 配布日 随時
- イ 配布場所
 - (ア) 渋川市役所総合戦略部政策戦略課（本庁舎2階）
 - (イ) 渋川市ホームページ（下記URL）
https://www.city.shibukawa.lg.jp/shisei/seisaku_keikaku/machi_hito_shigoto/p011291.html
- ウ 配布資料
 - (ア) 渋川駅前広場利活用モデル創出事業募集要項
 - (イ) 渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金交付要綱及び交付要領
 - (ウ) 各種様式（様式第1号～様式第4号）

(3) 応募方法

- ア 提出方法
メール又は書面にて必要書類を提出してください。
- イ 提出期限
原則として事業実施日の40日前までに提出してください。
- ウ 提出場所
 - (ア) 渋川市役所総合戦略部政策戦略課（本庁舎2階）
 - (イ) E-mail:mirai@city.shibukawa.gunma.jp
- エ 提出書類
 - (ア) 応募申請書（様式第1号）
 - (イ) 事業計画書（様式第2号）
 - (ウ) 収支予算書（様式第3号）

オ 質問

質問を随時受け付けますので、本募集要項に記載のアドレス宛へのメール又は書面にてお問い合わせください。

なお、軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。

カ 注意事項

(ア) 提出された書類は、選定以外の目的には使用しないものとします。

(イ) 提出された書類は、返却しません。

(ウ) 応募に関する費用（資料作成費、通信運搬費、交通費等）は、応募者の負担とします。

(エ) 応募申請書やその他の提出書類が以下の条件に該当する場合は、応募を認めないこと、また選定や交付決定を取り消すことがあります。

a 応募手続きに不備があるもの。

b 虚偽の内容が記載されているもの。

c 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

d 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(オ) 応募申込み後に、応募を辞退する場合は、速やかに「応募辞退届（様式第4号）」を担当部署に提出してください。

(カ) 本事業では、一つの事業者が、複数の事業に参加することに制限は設けないこととします。

(キ) 実施候補団体の選定結果は、提出いただいた事業計画や収支予算に記載のある補助対象経費の全額に対して、補助金の交付を確定するものではありません。選定後に交付申請をいただき、その内容を改めて市で精査した上で、交付額を決定します。

なお、市が補助金の交付決定をする前において、発注等

を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりませんので、ご注意ください。

5 選定方法

渋川駅前広場利活用モデル創出事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）で、提出された事業計画書等の審査を行い、実施候補団体を選定します。

実施候補団体同士で実施時期が重なった場合は、審査結果を踏まえ、市と実施候補団体とで協議及び調整することとします。

（１） 選定委員会

ア 時期 随時

イ 内容 事業計画書、収支予算書の書類審査

（２） 審査基準

次の審査基準に基づき、総合評価の上、実施候補団体を選定します。なお、総得点が70点に満たない場合は、実施候補団体とはしません。

審査基準	配点
渋川駅前に新たな魅力やにぎわいが創出できるような、創意と工夫が認められる	36
誰もが安全かつ安心に参加できるイベントであるとともに、共生社会の推進への寄与が期待される	30
渋川駅前だけでなく、渋川駅周辺地域にもにぎわいが波及するような配慮がされている	30
市内の団体等がイベントに出店又は協力しているとともに、他の事業の参考となるようなモデル的な取組がなされている	24

（３） 選定結果の通知

選定委員会で選定した後、速やかに申請者全員に結果を通知し

ます。

なお、選定された実施候補団体については、渋川市のホームページへ掲載します。

6 留意事項

応募に当たっては、次の点に了承していただいたものとみなしますので、ご確認ください。

- (1) 原則としてメールによる連絡が可能であること。
- (2) 関係法令（道路法、道路交通法、消防法、建築基準法、食品衛生法、都市計画法など）を遵守し、関係行政機関との調整や届出が必要になる場合は、応募者側で必要な届出、許可申請等の手続きを行うこと。
- (3) 応募及び事業に関わる経費は応募者が負担すること。
- (4) 選定された事業は、市ホームページ及び広報等で公表する場合があること。
- (5) 選定された事業の履行に対しては、応募者が責任を持って実施するものであり、本市が事業への対応やその実現に対し、履行義務を負うものではないこと。
- (6) 本市の主催事業により、選定事業の中断、中止及び変更等がある場合は、指示に従うこと。ただし、おおむね1ヶ月前に通知するものとする。
- (7) 実績報告書に、収支決算書、補助対象経費の領収書等の写し、イベントの写真、渋川駅前広場利活用モデル創出事業補助金事業効果等検証結果報告書を本市へ提出すること。なお、実績報告の様式については、本市より別途指示する。
- (8) 渋川駅前広場使用条件
 - ア 対象施設内は禁煙です。
 - イ 歩行者の安全な導線を確保してください。
 - ウ 荒天等により警報が発令された場合は、原則、開催を中止してください。

エ 原則、原状回復を行ってください。

オ イベントを実施する際、荷物の運搬等で車両を一時的に一般乗降場に駐車することはできます。ただし、荷物の運搬等が終わりしだい、速やかに車両を移動させてください。

カ 実施候補団体同士で実施時期が重なった場合や渋川駅前の整備工事の進捗状況などによっては、審査結果を踏まえ、市と実施候補団体とで実施内容や時期等の協議及び調整することとします。

7 担当部署

渋川市 総合戦略部 政策戦略課

住 所 〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地

電 話 (0279) 25-8419 (直通)

F A X (0279) 24-6541

メールアドレス mirai@city.shibukawa.gunma.jp